

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

20歳になったら、すでに厚生年金や共済組合に加入している方や、その方に扶養されている夫または妻を除いて、第1号被保険者として国民年金に加入しなくてはなりません。

20歳の誕生日を迎える月の初めごろ、または、前月末ごろに、日本年金機構から年金手続きの案内や届出用紙(「国民年金被保険者関係届書(申出書)」)が郵送されます。この届出用紙と認め印鑑、及び次の【A】または【B】をご持参のうえ、御坊市役所 1階 国保年金課で加入手続きをしてください。

【A】 マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)及び本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

【B】 年金手帳(過去に年金等に加入したことがある方)

※【A】【B】どちらもない場合は、運転免許証等本人確認できるもの

国民年金保険料額

◆保険料額(定額):月額 16,340円(平成30年度)

定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金は、「200円×納付月数」で計算されます。

例えば、10年間(120か月)納付された場合の付加年金額は24,000円です。

付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただくことが必要です。

◆保険料の免除・納付猶予制度があります!

国民年金保険料免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。申請者本人、申請者の夫または妻、世帯主それぞれの所得が一定額以下であれば、保険料が免除されます。

また、学生でない50歳未満の方が申請する場合、申請者本人と、申請者の夫または妻の所得が一定額以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

なお、学生納付特例制度の対象者は利用できません。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

ごぼう議会だより No.21

平成30年11月臨時会

平成30年11月臨時会を11月8日に開きました。

市長から提出された第62号議案から第64号議案の3議案は原案の通り可決されました。

◇議決結果

議案番号	事 件 名	議決結果
第62号議案	平成30年度御坊市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
第63号議案	平成30年度御坊市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第64号議案	平成30年度御坊市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決

◇問い合わせ 議会事務局 ☎0738-23-5514